

令和5年度第1回夕張市総合教育会議

令和6年2月21日 午後4時30分

拠点複合施設りすた多目的室1

次 第

1. 開会

2. 報告事項

- (1) 夕張市総合教育会議設置要綱の一部改正について (資料1)

3. 協議事項

- (1) 夕張市教育大綱の改正について (資料2)
- (2) その他

3. 閉会

夕張市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第1条の4第1項の規定に基づき、本市の教育行政の推進を図るため、夕張市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 市長は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、速やかにその議事録を作成し、原則としてこれを公表する。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、**総務企画課**において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

夕張市教育大綱(案)

令和6年 月

 夕張市

1. はじめに

(1) 夕張市教育大綱の位置づけ

夕張市教育大綱（以下「大綱」）は、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第1条の3に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針として、夕張市総合教育会議（以下「会議」）において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定するものです。

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(2) 関連計画との整理

「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」をはじめ、「夕張市まちづくりマスタープラン」、「夕張市過疎地域持続的発展市町村計画」、「夕張市社会教育中期計画」など関連計画との整合性を踏まえ策定するものとします。

(3) 大綱の実施期間

大綱の期間については、関連する各種計画等の見直し、また、教育を取り巻く様々な状況の変化等に鑑みて、会議において適宜協議を行うなど柔軟に対応していくこととします。

2. 基本理念

自然豊かな緑の大地と炭鉱（ヤマ）の歴史、そして幾多の困難を乗り越え築かれた「夕張」が、「誰もが幸福に暮らせる持続可能なまち」と発展するよう、
◇ふるさと夕張に誇りを持ち、他者と協働しながら学びに向かい、最後までやり遂げ、新たな価値を創造する子どもたちを育みます。
◇市民生活が心豊かなものとなるよう、身近に文化の風が感じられ、多様性を尊重した「夕張文化」を創造します。

3. 基本目標

- (1) 子どもたち一人一人の学びを支え、可能性を伸ばす教育の推進
 - ①小中一貫教育の推進
 - ②確かな学力の向上と定着
 - ③豊かな心と健やかな体の育成
 - ④特別支援教育の充実
- (2) 「つなぐ学び」を充実させる教育の推進と質を高める教育環境の確立
 - ①幼児教育から高校卒業まで切れ目のないつなぐ学びの充実
 - ②夕張高校魅力化プロジェクトの推進
 - ③教師の指導力の向上と働きやすい環境の整備
- (3) 信頼される学校づくりと地学協働、学びを生かす地域社会の実現
 - ①信頼される学校づくり、地域の風が行き交う学校づくりの推進
 - ②学校運営協議会や地域学校協働本部との連携充実
 - ③地域の教育力の向上と協働促進
- (4) 人と人、地域と地域をつなぐ社会教育の推進
 - ①郷土の文化や芸能を保護し、歴史を愛する市民の育成
 - ②生涯学習活動、体育・スポーツ活動、鑑賞機会の提供と施設整備の推進
 - ③文化財や教育・文化関連施設の保護・保全と活用